



令和 7 年 6 月 30 日

部 署：生活環境部生活衛生課

電話番号：(082) 422-1048

人と動物との共生に関する条例を制定しました

昨今、ペットや野良犬・野良猫等に関する問題が多く発生していることから、動物に対する市民の共通理解を醸成するための取組みの第一歩として「東広島市人と動物との共生に関する条例」を令和 7 年 6 月 30 日に制定しました。

保健所機能を持たない県内市町の中で、動物愛護に関する条例の制定は初めてです。

1 目的

動物の愛護及び適正な取扱いに関し基本理念を定め、市・市民等・飼い主の責務等を明らかにするとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑や生活環境の保全上の支障を防止することにより、人と動物に優しいまちづくりを推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資すること。

2 内容

(基本理念)

- ・動物の命の尊厳を守ること。
- ・動物が人の生命、身体又は財産に害を加えることがないようにすること。
- ・人の安全で快適な暮らしと動物の福祉が守られること。

(市の責務)

- ・総合的な施策を推進する。
- ・動物の愛護及び適正な取扱いについて啓発活動等を行う。

(市民等の責務)

- ・動物愛護及び適正な取扱いの理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努める。

(飼い主になろうとする者の責務)

- ・動物の生態等に関する知識の習得に努め、終生飼養できる動物を選ぶよう努める。

(飼い主の責務)

- ・適正に飼養、保管する。
- ・終生飼養が困難となった場合は、新たな飼い主を見つけるよう努める。

(飼い主の遵守事項)

- ・適正な給餌・給水、しつけを行う。
- ・生活環境の保全、逸走に関する適切な対応、所有者を明らかにする措置を講じるよう努める。
- ・災害時の同行避難に備え必要な準備を行い、避難所では遵守事項を遵守する。

(犬の飼い主の遵守事項)

- ・ふん尿の適切な処理

(猫の飼い主の遵守事項)

- ・屋内飼養に努める。

(飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項)

- ・繁殖を防ぐ措置を講じ、給餌、ふん尿を適切に処理し、周辺環境に配慮するよう努める。

3 施行日（公布日）

令和7年6月30日

4 今後の取り組み

市ホームページや広報紙、イベントでの情報発信等により、広く普及啓発を行う。

●参考資料

【犬猫に関する相談件数】

(単位:件)

区分	飼い犬	野良犬	飼い猫	野良猫	計		犬合計	猫合計	計
R2	24	219	13	22	278		243	35	278
R3	20	192	5	34	251		212	39	251
R4	24	109	6	24	163		133	30	163
R5	37	105	15	65	222		142	80	222

【広島県動物愛護センターへの犬・猫の収容状況】

(単位:頭)

犬	本市	管内	管内20市町中	猫	本市	管内	管内20市町中
R2	525	1,172	1番目	R2	85	393	1番目
R3	469	1,101	1番目	R3	55	293	2番目
R4	362	989	1番目	R4	18	284	8番目
R5	224	621	1番目	R5	41	369	4番目

【市ホームページQRコード】

